



茨城県報

第 1 0 8 3 号

平成11年 8 月12日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

●受胎調節実地指導員の指定 (児童福祉課)	1
●保険医療機関及び保険薬局の指定 (保険課)	2
●第二種大規模小売店舗に関する公示 (商業流通課)	4
●保安林の指定の解除の予定 (林業課)	5
●保安林の指定施業要件の変更 (林業課)	5
●保安施設地区の指定施業要件の変更 (林業課)	7
●定款変更の認可 (農村計画課)	7
●土地改良事業の工事の完了 (農村計画課)	8
●道路の区域の変更 (7 件) (道路維持課)	8
●道路の供用の開始 (9 件) (道路維持課)	11
●都市計画の変更 (4 件) (都市計画課)	13
●土地改良区役員の就退任 (7 件) (土地改良事務所)	15
●土地改良法に基づく換地処分 (4 件) (土地改良事務所)	21
●土地改良事業の認可 (3 件) (土地改良事務所)	22

公 告

●卸売業務の廃止 (園芸流通課)	22
●開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課)	23
●道路の位置の指定 (建築指導課)	24

正 誤

●平成11年 3 月31日付け茨城県報号外第35号中.....	24
●平成11年 8 月 4 日付け茨城県報号外第84号中.....	25

告 示

茨城県告示第881号

母体保護法 (昭和23年法律第156号) 第15条第 1 項の規定により、次の者を平成11年 8 月 4 日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 塚 本 さえ子

住 所 茨城県東茨城郡美野里町大字羽鳥2352番地の434

~~~~~

茨城県告示第882号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の3第1項の規定により，次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

〔 医 科 新 規 〕

| 名 称         | 所 在 地                | 指 定 年 月 日     |
|-------------|----------------------|---------------|
| 土浦中央クリニック   | 土浦市城北町 6 - 18        | 平成11年 8 月 1 日 |
| 広瀬医院        | 下館市野殿1595            | 平成11年 8 月 1 日 |
| うちだ医院       | 龍ヶ崎市貝原塚町1776         | 平成11年 8 月 1 日 |
| 市毛網野クリニック   | ひたちなか市市毛字上坪1152      | 平成11年 8 月 1 日 |
| 関谷眼科        | 真壁郡明野町海老ヶ島台2120 - 4  | 平成11年 8 月 1 日 |
| 葉梨外科        | 水戸市元吉田町376 - 8       | 平成11年 7 月 1 日 |
| 勝田整形外科医院    | ひたちなか市東大島 4 - 4 - 13 | 平成11年 7 月 1 日 |
| 友部とうせきクリニック | 西茨城郡友部町住吉1255 - 9    | 平成11年 7 月 1 日 |
| 東部地区共同診療所   | 鹿島郡神栖町東和田7911        | 平成11年 7 月 1 日 |

〔 歯 科 新 規 〕

| 名 称     | 所 在 地            | 指 定 年 月 日     |
|---------|------------------|---------------|
| 南町歯科    | 水戸市南町 1 - 3 - 36 | 平成11年 8 月 1 日 |
| 神向寺歯科医院 | 鹿嶋市神向寺189 - 1    | 平成11年 8 月 1 日 |

〔 薬 局 新 規 〕

| 名 称        | 所 在 地                    | 指 定 年 月 日     |
|------------|--------------------------|---------------|
| オレンジ薬局     | 水戸市千波町1386 - 7           | 平成11年 8 月 1 日 |
| 桜川薬局       | 日立市桜川町 1 - 3 - 9         | 平成11年 8 月 1 日 |
| ひたち南薬局     | 日立市久慈町 7 - 19 - 13       | 平成11年 8 月 1 日 |
| センター薬局     | 土浦市城北町 7 - 23            | 平成11年 8 月 1 日 |
| ポプリ薬局      | 土浦市中村南 5 - 30 - 38 - 101 | 平成11年 8 月 1 日 |
| ひまわり薬局 土浦店 | 土浦市小岩田685 - 9            | 平成11年 8 月 1 日 |
| 阿見原薬局      | 稲敷郡阿見町阿見原4811 - 6        | 平成11年 8 月 1 日 |
| 西山薬局       | 日立市水木町 2 - 39 - 29       | 平成11年 7 月 1 日 |
| 調剤薬局 かなざわ  | 土浦市中村南 4 - 4 - 32        | 平成11年 7 月 1 日 |
| 松本薬局       | 行方郡玉造町甲346               | 平成11年 7 月 1 日 |

## 〔 医 科 更 新 対 象 〕

| 名 称               | 所 在 地                | 指 定 年 月 日     |
|-------------------|----------------------|---------------|
| 水戸赤十字病院           | 水戸市三の丸 3 - 12 - 48   | 平成11年 8 月 1 日 |
| 国家公務員共済組合連合会水府病院  | 水戸市大町 2 - 1 - 40     | 平成11年 8 月 1 日 |
| 総合病院水戸協同病院        | 水戸市宮町 3 - 2 - 7      | 平成11年 8 月 1 日 |
| 立枝内科医院            | 水戸市青柳町3735           | 平成11年 8 月 1 日 |
| 澤田医院              | 水戸市桜川 1 - 9 - 2      | 平成11年 8 月 1 日 |
| 株式会社日立製作所日立総合病院   | 日立市城南町 2 - 1 - 1     | 平成11年 8 月 1 日 |
| 株式会社日立製作所多賀総合病院   | 日立市国分町 2 - 1 - 2     | 平成11年 8 月 1 日 |
| 医療法人ここの実会嶋崎病院     | 日立市弁天町 2 - 7 - 15    | 平成11年 8 月 1 日 |
| 日立北クリニック          | 日立市川尻町 5 - 29 - 15   | 平成11年 8 月 1 日 |
| 茨城県土浦保健所          | 土浦市下高津 2 - 7 - 46    | 平成11年 8 月 1 日 |
| 茨城県古河保健所          | 古河市北町 6 - 22         | 平成11年 8 月 1 日 |
| 日立化成工業株式会社下館クリニック | 下館市大字小川1500番地        | 平成11年 8 月 4 日 |
| 茨城県下館保健所          | 下館市甲114              | 平成11年 8 月 1 日 |
| 茨城県竜ヶ崎保健所         | 竜ヶ崎光順田2983 - 1       | 平成11年 8 月 1 日 |
| 茨城県水海道保健所         | 水海道市森下町4474          | 平成11年 8 月 1 日 |
| 高萩協同病院            | 高萩市安良川1267           | 平成11年 8 月 1 日 |
| 医療法人誠之会広橋第二病院     | 北茨城市関本町福田1871        | 平成11年 8 月 1 日 |
| 田村医院              | つくば市大字上横場2290 - 6    | 平成11年 8 月 1 日 |
| 小田内科クリニック         | つくば市大字小田2951         | 平成11年 8 月15日  |
| 横須賀内科医院           | ひたちなか市松戸町 1 - 13 - 3 | 平成11年 8 月15日  |
| 額賀整形外科            | 鹿嶋市大字下塙字豊町1393       | 平成11年 8 月 1 日 |
| 小川町国保中央病院         | 東茨城郡小川町中延651 - 2     | 平成11年 8 月 1 日 |
| 茨城県立中央病院          | 西茨城郡友部町鯉淵6528        | 平成11年 8 月 1 日 |
| 茨城県立友部病院          | 西茨城郡友部町旭町654         | 平成11年 8 月 4 日 |
| 医療法人保内郷厚生会保内郷病院   | 久慈郡大子町大字大子824        | 平成11年 8 月 1 日 |
| 茨城県鉾田保健所          | 鹿島郡鉾田町鉾田1367 - 3     | 平成11年 8 月 1 日 |
| 茨城県潮来保健所          | 行方郡潮来町大洲1446 - 1     | 平成11年 8 月 1 日 |
| 総合病院東京医科大学霞ヶ浦病院   | 稲敷郡阿見町中央 3 - 20 - 1  | 平成11年 8 月 1 日 |
| 総合病院猿島赤十字病院       | 猿島郡総和町上辺見1300 - 13   | 平成11年 8 月 1 日 |
| 茨城西南医療センター病院      | 猿島郡境町2190            | 平成11年 8 月 1 日 |
| 五霞町国民健康保険診療所      | 猿島郡五霞町大字小福田1231 - 1  | 平成11年 8 月 1 日 |
| 村田医院              | 猿島郡境町370 - 3         | 平成11年 8 月25日  |

## 〔 歯 科 更 新 対 象 〕

| 名 称    | 所 在 地             | 指 定 年 月 日     |
|--------|-------------------|---------------|
| 原田歯科医院 | 日立市多賀町 1 - 12 - 2 | 平成11年 8 月 3 日 |
| 歯科山木医院 | 日立市久慈町新宿1375      | 平成11年 8 月 1 日 |

| 名 称       | 所 在 地                    | 指 定 年 月 日     |
|-----------|--------------------------|---------------|
| 宮井歯科医院    | 日立市日高町 1 - 6 - 2         | 平成11年 8 月 1 日 |
| 小貫歯科医院    | 日立市金沢町 3 - 20 - 10       | 平成11年 8 月 1 日 |
| あおば歯科     | 石岡市南台 2 - 6 - 1          | 平成11年 8 月 1 日 |
| あべた歯科医院   | 結城市武井1322 - 17           | 平成11年 8 月 1 日 |
| 飯島歯科医院    | 牛久市中央 4 - 2 - 1          | 平成11年 8 月 1 日 |
| つくば三井ビル歯科 | つくば市竹園 1 - 6 - 1 つくば三井ビル | 平成11年 8 月 1 日 |
| 羽鳥歯科医院    | 東茨城郡美野里町大字江戸89 - 121     | 平成11年 8 月15日  |
| 大洗中島歯科医院  | 東茨城郡大洗町成田町市ノ沢4243 - 9    | 平成11年 8 月 1 日 |
| 神賀歯科医院    | 久慈郡大子町頃藤5115             | 平成11年 8 月 1 日 |
| 石下歯科医院    | 結城郡石下町新石下4100 - 1        | 平成11年 8 月 1 日 |
| 笠川歯科医院    | 北相馬郡守谷町板戸井2236           | 平成11年 8 月 1 日 |
| 小野歯科医院    | 北相馬郡守谷町松前台 2 - 9 - 12    | 平成11年 8 月 1 日 |

## 〔 薬局 更新対象 〕

| 名 称                 | 所 在 地                 | 指 定 年 月 日     |
|---------------------|-----------------------|---------------|
| 坪和薬局                | 土浦市神立中央 1 - 1 - 3     | 平成11年 8 月 1 日 |
| 薬剤師会土浦調剤薬局          | 土浦市下高津 1 - 21 - 50    | 平成11年 8 月 1 日 |
| たかつ薬局               | 土浦市下高津 1 - 15 - 12    | 平成11年 8 月16日  |
| ミトリ薬局               | 下館市本城町甲298            | 平成11年 8 月11日  |
| コスモ調剤薬局             | 下館市西町甲147             | 平成11年 8 月 1 日 |
| 株式会社コヤマ薬局水海道コヤマ調剤薬局 | 水海道市森下町4429           | 平成11年 8 月 1 日 |
| 西野薬局                | 常陸太田市木崎一町1996 - 4     | 平成11年 8 月15日  |
| 菅谷薬局                | 東茨城郡内原町内原1112         | 平成11年 8 月 1 日 |
| ねもと薬局               | 那珂郡東海村舟石川宮後587 - 2    | 平成11年 8 月 1 日 |
| 二重作薬局               | 鹿島郡銚田町借宿35            | 平成11年 8 月 1 日 |
| 有限会社高田薬局本店          | 稲敷郡美浦村大字舟子3188        | 平成11年 8 月 1 日 |
| 花梨薬局                | 新治郡千代田町稲吉東 1 - 15 - 2 | 平成11年 8 月 1 日 |
| 飯島薬局                | 真壁郡協和町新治2004          | 平成11年 8 月 1 日 |
| 高砂薬局                | 真壁郡協和町門井1974          | 平成11年 8 月 1 日 |
| 深谷薬局                | 真壁郡大和村本木2109 - 1      | 平成11年 8 月 1 日 |
| 落合薬局                | 猿島郡総和町釈迦1078 - 4      | 平成11年 8 月15日  |

## 茨城県告示第883号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 有限会社 里光
- 2 建物の名称及び所在地 ヤックスドラッグ龍ヶ崎 藤ヶ丘店  
龍ヶ崎市龍ヶ岡地区 2 - 1 街区 1 画地 外

## 茨城県告示第884号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律249号）第30条の規定により告示する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所  
那珂郡東海村大字村松字真砂山 4 番113, 4 番114, 大字照沼字藤の上664番 2, 664番 3, 670番 2, 775番13, 767番 7, 767番 8, 字辰巳入661番 2, 照沼字藤の上775番12
- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 茨城県告示第885号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の指定の目的と所在場所  
次の表の左欄に掲げる告示で定めるところによる。
- 2 変更後の指定施業要件  
変更後の指定施業要件は、同表左欄に掲げる告示に定める指定施業要件中同表中欄に掲げる字句を同表右欄に掲げる字句に改めたものとする。

| 官 報 告 示 番 号                         | 変 更 前                    | 変 更 後                    |
|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 平成 7 年 2 月 9 日<br>農林水産省告示第215号<br>同 | 八溝多賀地域森林計画<br>水戸那珂地域森林計画 | 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 |
| 平成 7 年 3 月 8 日<br>農林水産省告示第344号<br>同 | 八溝多賀地域森林計画<br>水戸那珂地域森林計画 |                          |
| 平成 7 年 8 月28日<br>農林水産省告示第1349号      | 八溝多賀地域森林計画               |                          |
| 平成 7 年 8 月28日<br>農林水産省告示第1350号      | 八溝多賀地域森林計画               |                          |
|                                     |                          |                          |

| 官 報 告 示 番 号                     | 変 更 前      | 変 更 後                    |
|---------------------------------|------------|--------------------------|
| 平成 7 年 8 月28日<br>農林水産省告示第1351号  | 八溝多賀地域森林計画 | 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 |
| 平成 7 年 8 月28日<br>農林水産省告示第1352号  | 八溝多賀地域森林計画 |                          |
| 平成 7 年 8 月28日<br>農林水産省告示第1353号  | 八溝多賀地域森林計画 |                          |
| 平成 7 年 8 月28日<br>農林水産省告示第1354号  | 水戸那珂地域森林計画 |                          |
| 平成 7 年 8 月28日<br>農林水産省告示第1355号  | 八溝多賀地域森林計画 |                          |
| 平成 8 年 8 月 7 日<br>農林水産省告示第1206号 | 霞ヶ浦地域森林計画  |                          |
| 同                               | 八溝多賀地域森林計画 |                          |
| 平成 8 年 8 月 9 日<br>農林水産省告示第1300号 | 八溝多賀地域森林計画 |                          |
| 同                               | 水戸那珂地域森林計画 |                          |
| 平成 9 年 1 月22日<br>農林水産省告示第136号   | 八溝多賀地域森林計画 |                          |
| 平成 9 年 5 月22日<br>農林水産省告示第847号   | 八溝多賀地域森林計画 |                          |
| 平成 9 年 8 月20日<br>農林水産省告示第1309号  | 八溝多賀地域森林計画 |                          |
| 平成 9 年 8 月20日<br>農林水産省告示第1310号  | 八溝多賀地域森林計画 |                          |
| 平成10年 1 月14日<br>農林水産省告示第65号     | 八溝多賀地域森林計画 |                          |
| 平成10年 6 月15日<br>農林水産省告示第946号    | 八溝多賀地域森林計画 |                          |
| 平成10年 7 月28日<br>農林水産省告示第1083号   | 八溝多賀地域森林計画 |                          |
| 平成10年 7 月28日<br>農林水産省告示第1084号   | 水戸那珂地域森林計画 |                          |
| 平成10年 8 月11日<br>農林水産省告示第1175号   | 水戸那珂地域森林計画 |                          |
| 平成10年 8 月11日<br>農林水産省告示第1176号   | 八溝多賀地域森林計画 |                          |
| 平成10年 8 月14日<br>農林水産省告示第1214号   | 八溝多賀地域森林計画 |                          |

| 官 報 告 示 番 号                   | 変 更 前      | 変 更 後                    |
|-------------------------------|------------|--------------------------|
| 平成10年 9 月29日<br>農林水産省告示第1572号 | 八溝多賀地域森林計画 | 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 |
| 平成10年 9 月29日<br>農林水産省告示第1573号 | 八溝多賀地域森林計画 |                          |
| 平成10年12月 3 日<br>農林水産省告示第1813号 | 霞ヶ浦地域森林計画  |                          |
| 平成11年 2 月 4 日<br>農林水産省告示第184号 | 八溝多賀地域森林計画 |                          |
| 平成11年 3 月 4 日<br>農林水産省告示第357号 | 八溝多賀地域森林計画 |                          |
| 同                             | 水戸那珂地域森林計画 |                          |
| 同                             | 霞ヶ浦地域森林計画  |                          |

## 茨城県告示第886号

森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、次のように保安施設地区の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第44条において準用する同法第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 指定施業要件の変更に係る保安施設地区の指定の目的と所在場所

次の表の左欄に掲げる告示で定めるところによる。

## 2 変更後の指定施業要件

変更後の指定施業要件は、同表左欄に掲げる告示に定める指定施業要件中同表中欄に掲げる字句を同表右欄に掲げる字句に改めたものとする。

| 官 報 告 示 番 号                   | 変 更 前      | 変 更 後                    |
|-------------------------------|------------|--------------------------|
| 平成 7 年 2 月23日<br>農林水産省告示第291号 | 八溝多賀地域森林計画 | 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 |
| 同                             | 水戸那珂地域森林計画 |                          |
| 平成 7 年12月27日<br>農林水産省告示第2103号 | 八溝多賀地域森林計画 |                          |

## 茨城県告示第887号

平成11年 7 月16日付けで、大池田土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成11年 8 月 3 日認可した。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第888号

昭和55年 1 月16日付けで計画確定のあった、県営中妻地区土地改良事業（農業用排水事業）については、昭和62年 3 月31日をもって工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定に基づき公告する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第889号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成11年 8 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 水戸岩間線
- 3 道路の区域

| 区 間                          | 旧新の別  | 敷地の幅員                    | 延 長         | 摘 要    |
|------------------------------|-------|--------------------------|-------------|--------|
| 西茨城郡友部町大字住吉<br>字天神山1370番地先から | 旧 (A) | メートル<br>最大 5.5<br>最小 4.2 | メートル<br>180 |        |
|                              | (A)   | 最大 5.5<br>最小 4.2         | 180         | バイパス設置 |
| 西茨城郡友部町大字住吉<br>字天神山1375番地先まで | (B)   | 最大 8.0<br>最小 6.0         | 148         |        |

## 茨城県告示第890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成11年 8 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 上檜沢下小川停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長         | 摘 要  |
|-----------------------------|------|---------------------------|-------------|------|
| 那珂郡美和村大字下桧沢<br>2160番 1 地先から | 旧    | メートル<br>最大 16.0<br>最小 5.8 | メートル<br>100 |      |
|                             | 新    | 最大 26.0<br>最小 14.7        | 100         | 現道拡幅 |

## 茨城県告示第891号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成11年 8 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 上檜沢下小川停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員 |      | 延 長  | 摘 要     |
|-----------------------------|------|-------|------|------|---------|
| 那珂郡美和村大字下檜沢<br>2216番 1 地先から | 旧    | メートル  |      | メートル |         |
|                             |      | 最大    | 10.2 | 220  |         |
|                             |      | 最小    | 4.3  |      |         |
| 那珂郡美和村大字下檜沢<br>2244番 1 地先まで | 新    | 最大    | 20.5 | 220  | 現 道 拡 幅 |
|                             |      | 最小    | 11.2 |      |         |

## 茨城県告示第892号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成11年 8 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 上檜沢下小川停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員 |      | 延 長  | 摘 要     |
|----------------------------------|------|-------|------|------|---------|
| 那珂郡美和村大字下檜沢<br>字前根2782番 1 地先から   | 旧    | メートル  |      | メートル |         |
|                                  |      | 最大    | 13.0 | 100  |         |
|                                  |      | 最小    | 5.3  |      |         |
| 那珂郡美和村大字下檜沢<br>字那知ヶ平2308番 1 地先まで | 新    | 最大    | 15.8 | 100  | 現 道 拡 幅 |
|                                  |      | 最小    | 9.5  |      |         |

## 茨城県告示第893号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成11年 8 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 小田野口中ノ坪線

## 3 道路の区域

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長         | 摘 要  |
|-------------------------------|------|---------------------------|-------------|------|
| 那珂郡美和村大字小田野字馬道<br>351番 4 地先から | 旧    | メートル<br>最大 21.0<br>最小 4.2 | メートル<br>929 |      |
| 那珂郡美和村大字小田野<br>2322番 1 地先まで   | 新    | 最大 25.0<br>最小 8.8         | 929         | 現道拡幅 |

## 茨城県告示第894号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成11年 8 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山内上小瀬線
- 3 道路の区域

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長        | 摘 要  |
|--------------------------------|------|---------------------------|------------|------|
| 那珂郡緒川村大字松之草<br>字上河原 1 番 3 地先から | 旧    | メートル<br>最大 20.0<br>最小 6.2 | メートル<br>92 |      |
| 那珂郡緒川村大字松之草<br>字上河原389番 1 地先まで | 新    | 最大 20.5<br>最小 12.8        | 92         | 現道拡幅 |

## 茨城県告示第895号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成11年 8 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山内上小瀬線
- 3 道路の区域

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長         | 摘 要  |
|-------------------------------|------|---------------------------|-------------|------|
| 那珂郡緒川村大字松之草<br>字上河原406番地先から   | 旧    | メートル<br>最大 13.8<br>最小 6.3 | メートル<br>300 |      |
| 那珂郡緒川村大字松之草<br>字荒屋447番 1 地先まで | 新    | 最大 21.4<br>最小 11.6        | 300         | 現道拡幅 |

## 茨城県告示第896号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成11年 8 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 水戸岩間線
- 2 供用開始の区間 西茨城郡友部町大字住吉字天神山1370番地先から  
西茨城郡友部町大字住吉字天神山1375番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年 8 月12日

~~~~~

茨城県告示第897号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成11年 8 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 門井山方線
- 2 供用開始の区間 那珂郡大宮町大字北塩子字壺町田1521番地先から
那珂郡大宮町大字北塩子字二反田1513番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年 8 月12日

~~~~~

## 茨城県告示第898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成11年 8 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 上檜沢下小川停車場線
- 2 供用開始の区間 那珂郡美和村大字下桧沢2160番 1 地先から  
那珂郡美和村大字下桧沢2173番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年 8 月12日

~~~~~

茨城県告示第899号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成11年 8 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 上檜沢下小川停車場線
- 2 供用開始の区間 那珂郡美和村大字下桧沢2216番 1 地先から
那珂郡美和村大字下桧沢2244番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年 8 月12日

~~~~~

## 茨城県告示第900号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成11年 8 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 上檜沢下小川停車場線
- 2 供用開始の区間 那珂郡美和村大字下桧沢字前根2782番 1 地先から  
那珂郡美和村大字下桧沢字那知ヶ平2308番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年 8 月12日

~~~~~

茨城県告示第901号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成11年 8 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 小田野口中ノ坪線
- 2 供用開始の区間 那珂郡美和村大字小田野字馬道351番 4 地先から
那珂郡美和村大字小田野2322番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年 8 月12日

~~~~~

## 茨城県告示第902号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成11年 8 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 山内上小瀬線
- 2 供用開始の区間 那珂郡緒川村大字松之草字上河原 1 番 3 地先から  
那珂郡緒川村大字松之草字上河原389番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年 8 月12日

~~~~~

茨城県告示第903号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成11年 8 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 山内上小瀬線
- 2 供用開始の区間 那珂郡緒川村大字松之草字上河原406番地先から
那珂郡緒川村大字松之草字荒屋447番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年 8 月12日

~~~~~

## 茨城県告示第904号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成11年 8 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 長倉小舟線
- 2 供用開始の区間 那珂郡緒川村大字入本郷字押堀226番 1 地先から  
那珂郡緒川村大字油河内字畑見沢980番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年 8 月12日

~~~~~

茨城県告示第905号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、水戸・勝田都市計画公園を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
公園（6・6・401号 笠松運動公園）
- 2 都市計画を定める土地の区域
6・6・401 笠松運動公園
追加する部分
ひたちなか市大字佐和字ウサキ、字篠根沢、字当間及び字孫目東の各一部
那珂郡那珂町大字向山字保登内の一部
" 東海村大字船場字遠間の一部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

## 茨城県告示第906号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、岩井・境都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 岩井市  
ア 第一種住居地域  
（ア）削除する部分  
岩井市大字岩井字本町及び字寮道の全部

岩井市大字岩井字愛宕社，字愛宕脇，字本町西側，字寮道南，字四ツ家，字四ツ家後及び字四ツ家裏の各一部

イ 第二種住居地域

(ア) 削除する部分

岩井市大字岩井字愛宕社，字愛宕脇，字四ツ家後及び字四ツ家裏の各一部

ウ 近隣商業地域

(ア) 追加する部分

岩井市大字岩井字愛宕社，字愛宕脇，字本町及び字寮道の全部

大字岩井字四ツ家，字四ツ家後，字四ツ家裏，字本町西側及び字寮道南の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率80%以下，容積率200%以下

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第907号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により水戸・勝田都市計画，日立都市計画，大宮都市計画及び常北都市計画下水道を変更したので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により，当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道（那珂久慈流域下水道）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 下水管渠

追加する部分

東海村大字照沼字渚の一部

削除する部分

ひたちなか市大字長砂字渚の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第908号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により，潮来都市計画，牛堀都市計画及び麻生都市計画下水道を変更したので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により，当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道（霞ヶ浦水郷流域下水道）

## 2 都市計画を定める土地の区域

## (1) 排水区域

なし

## (2) 下水管渠

変更なし

## (3) その他の施設

変更なし

## 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第909号

笠間市石井717番地に事務所を置く大池田土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成11年 8 月12日

茨城県水戸土地改良事務所長 松 崎 武 則

## 1 退 任

| 住 所           | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|---------------|-----|---------|-----|
| 笠間市福田805番地    | 理 事 | 大 津 善 一 |     |
| 〃 福田1013番地    | 〃   | 川 崎 忠 夫 |     |
| 〃 大橋1881番地    | 〃   | 友 部 元 夫 |     |
| 〃 大橋1848番地    | 〃   | 五味田 甚工門 |     |
| 〃 大橋2012番地    | 〃   | 高 安 輝 夫 |     |
| 〃 大橋1461番地    | 〃   | 加 藤 晴 壽 |     |
| 〃 大橋1468番地の 5 | 〃   | 友 部 喜久雄 |     |
| 〃 大橋921番地     | 〃   | 森 力     |     |
| 〃 大橋951番地     | 〃   | 森 一 和   |     |
| 〃 大橋353番地     | 〃   | 石 井 今朝雄 |     |
| 〃 大橋309番地     | 〃   | 石 井 利 男 |     |
| 〃 福田1110番地    | 〃   | 大 津 浩 一 |     |
| 〃 福田2314番地    | 〃   | 藤 枝 春 男 |     |
| 〃 福田745番地     | 〃   | 小 林 一 夫 |     |
| 〃 福田801番地     | 監 事 | 片 田 利 治 |     |
| 〃 大橋1853番地    | 〃   | 五味田 亨   |     |
| 〃 大橋284番地     | 〃   | 石 井 善 昭 |     |
| 〃 福田610番地     | 〃   | 畑 岡 嘉 一 |     |

## 2 就 任

| 住 所         | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-------------|-----|---------|-----|
| 笠間市福田1013番地 | 理 事 | 川 崎 忠 夫 |     |

| 住 所           | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|---------------|-----|---------|-----|
| 笠間市福田801番地    | 理 事 | 片 田 利 治 |     |
| " 福田2330番地    | "   | 藤 枝 吉 美 |     |
| " 福田745番地     | "   | 小 林 一 夫 |     |
| " 大橋1881番地    | "   | 友 部 元 夫 |     |
| " 大橋2012番地    | "   | 高 安 輝 夫 |     |
| " 大橋1461番地    | "   | 加 藤 晴 壽 |     |
| " 大橋1468番地の 5 | "   | 友 部 喜久雄 |     |
| " 大橋921番地     | "   | 森 力     |     |
| " 大橋951番地     | "   | 森 一 和   |     |
| " 大橋371番地     | "   | 寺 門 誠   |     |
| " 大橋281番地の 5  | "   | 飯 村 要 吉 |     |
| " 福田610番地     | 監 事 | 畑 岡 嘉 一 |     |
| " 大橋1861番地    | "   | 菅 井 修   |     |

## 茨城県告示第910号

笠間市石井717番地に事務所を置く本戸土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成11年 8 月12日

茨城県水戸土地改良事務所長 松 崎 武 則

## 1 退 任

| 住 所         | 職 名 | 氏 名   | 摘 要 |
|-------------|-----|-------|-----|
| 笠間市本戸1001番地 | 理 事 | 長 堀 正 |     |

## 2 就 任

| 住 所         | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-------------|-----|---------|-----|
| 笠間市本戸1017番地 | 理 事 | 飯 野 一 男 |     |

## 茨城県告示第911号

東茨城郡常北町大字石塚2065番地の 7 に事務所を置く荒田土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成11年 8 月12日

茨城県水戸土地改良事務所長 松 崎 武 則

## 1 退 任

| 住 所                | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|--------------------|-----|---------|-----|
| 東茨城郡常北町大字上入野2068番地 | 理 事 | 江 幡 龍 夫 |     |

| 住 所                   | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-----------------------|-----|---------|-----|
| 水戸市藤井町678番地           | 理 事 | 小田木 保   |     |
| 東茨城郡常北町大字上入野671番地     | "   | 加 藤 巖   |     |
| " 大字上入野2380番地         | "   | 杉 山 榮   |     |
| 水戸市岩根町1002番地          | "   | 園 部 昭   |     |
| 東茨城郡常北町大字上入野2092番地の 1 | "   | 小野瀬 廣 元 |     |
| 水戸市成沢町288番地           | "   | 小田木 義 夫 |     |
| " 成沢町478番地            | "   | 浅 野 宗 徽 |     |
| " 飯富町4639番地の 1        | "   | 小 山 淳 一 |     |
| 東茨城郡常北町大字上入野547番地の 3  | "   | 松 原 明 広 |     |
| " 大字上入野595番地の 1       | "   | 高 橋 茂 郎 |     |
| " 大字上入野752番地          | "   | 加 藤 利 男 |     |
| " 大字上入野1989番地         | 監 事 | 富 安 博   |     |
| 水戸市藤井町886番地           | "   | 笹 島 進   |     |
| 東茨城郡常北町大字上入野2219番地    | "   | 檜 山 正 春 |     |

## 2 就 任

| 住 所                   | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-----------------------|-----|---------|-----|
| 東茨城郡常北町大字上入野2068番地    | 理 事 | 江 幡 龍 夫 |     |
| 水戸市藤井町678番地           | "   | 小田木 保   |     |
| 東茨城郡常北町大字上入野752番地     | "   | 加 藤 利 男 |     |
| " 大字上入野2380番地         | "   | 杉 山 榮   |     |
| 水戸市岩根町1002番地          | "   | 園 部 昭   |     |
| 東茨城郡常北町大字上入野2092番地の 1 | "   | 小野瀬 廣 元 |     |
| 水戸市成沢町402番地の 1        | "   | 加倉井 裕   |     |
| " 成沢町478番地            | "   | 浅 野 宗 徽 |     |
| " 飯富町4639番地の 1        | "   | 小 山 淳 一 |     |
| 東茨城郡常北町大字上入野547番地の 3  | "   | 松 原 明 広 |     |
| " 大字上入野595番地の 1       | "   | 高 橋 茂 郎 |     |
| " 大字上入野691番地の 1       | "   | 園 部 清   |     |
| 水戸市藤井町886番地           | 監 事 | 笹 島 進   |     |
| 東茨城郡常北町大字上入野2027番地の 1 | "   | 富 安 文 夫 |     |
| " 大字上入野2219番地の 1      | "   | 檜 山 正 春 |     |

## 茨城県告示第912号

東茨城郡常北町大字石塚2065番地の 7 に事務所を置く常北町古内土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成11年 8 月12日

茨城県水戸土地改良事務所長 松 崎 武 則

## 1 退 任

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-------------------|-----|---------|-----|
| 東茨城郡常北町大字上古内642番地 | 理 事 | 飯 田 福 雄 |     |
| " 大字下古内930番地      | "   | 高 野 静   |     |
| " 大字上古内1008番地の 2  | "   | 小 瀧 榮 二 |     |
| " 大字上古内1416番地     | "   | 原 次 男   |     |
| " 大字上古内160番地      | "   | 大 坪 正 次 |     |
| " 大字上古内191番地      | "   | 槍 崎 康 夫 |     |
| " 大字上古内729番地      | "   | 町 井 剛   |     |
| " 大字上古内342番地      | "   | 鯉 淵 正 巳 |     |
| " 大字上古内188番地      | "   | 古 橋 敏 秀 |     |
| " 大字下古内377番地      | "   | 井 上 卓 哉 |     |
| " 大字石塚1213番地      | "   | 加倉井 亨   |     |
| " 大字下古内202番地      | "   | 車 田 不二男 |     |
| " 大字下古内2256番地     | "   | 塙 貢     |     |
| " 大字下古内253番地の 2   | 監 事 | 阿久津 勇   |     |
| " 大字上古内1237番地     | "   | 恩 藏 良 夫 |     |

## 2 就 任

| 住 所                          | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|------------------------------|-----|---------|-----|
| 東茨城郡常北町大字上古内894番地            | 理 事 | 小 瀧 準之助 |     |
| " 大字下古内1031番地の 1             | "   | 綿 引 定 男 |     |
| " 大字上古内158番地                 | "   | 皆 川 保   |     |
| " 大字上古内241番地                 | "   | 鯉 淵 晴 人 |     |
| " 大字上古内419番地の 1              | "   | 大 坪 誠 次 |     |
| " 大字上古内156番地の 1              | "   | 大 坪 正 弘 |     |
| " 大字上古内616番地                 | "   | 大 越 文 行 |     |
| " 大字上古内741番地                 | "   | 豊 田 一 之 |     |
| " 大字上古内842番地                 | "   | 小 瀧 三 郎 |     |
| " 大字下古内877番地                 | "   | 曾 川 千 勝 |     |
| " 大字下古内690番地                 | "   | 加 藤 隆 男 |     |
| " 大字下古内407番地の 1              | "   | 小 島 次 夫 |     |
| 西茨城郡友部町大字平町1723番地 7 藤川住宅 1 号 | "   | 加倉井 清 隆 |     |
| 東茨城郡常北町大字下古内460番地            | 監 事 | 加 藤 秀 仁 |     |
| " 大字上古内346番地の 1              | "   | 古 橋 修   |     |

~~~~~

茨城県告示第913号

東茨城郡常北町大字石塚2065番地の 7 に事務所を置く常北町東部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成11年 8 月12日

茨城県水戸土地改良事務所長 松 崎 武 則

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡常北町大字上泉384番地	理 事	飯 村 富 彦	
" 大字那珂西1180番地	"	関 野 忠	
" 大字上泉157番地	"	浅 野 保	
" 大字上泉1238番地	"	檜 山 寛 司	
" 大字石塚1846番地の 3	"	飯 村 隆 志	
" 大字上泉1117番地	"	栗 林 保	
" 大字那珂西1866番地	"	小 山 健	
" 大字那珂西1280番地の 3	"	飛 田 進 一	
" 大字那珂西1088番地	"	寺 門 智 博	
" 大字那珂西1627番地	"	萩 谷 昇	
" 大字那珂西1918番地の 1	"	根 本 やを子	
" 大字那珂西2264番地	監 事	森 島 修	
" 大字石塚2210番地の 3	"	添 田 丈 夫	
" 大字那珂西1233番地の 1	"	飛 田 昭	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡常北町大字上泉263番地	理 事	浅 野 壽 一	
" 大字上泉1169番地	"	飯 田 秀 雄	
" 大字那珂西1230番地	"	飛 田 一 男	
" 大字石塚1820番地	"	浅 野 弘	
" 大字上泉371番地	"	飯 村 優	
石岡市貝地二丁目16番 3 号 (菱沼住宅)	"	佐 藤 厚 志	
東茨城郡常北町大字那珂西2239番地	"	西 野 秀 雄	
" 大字那珂西2134番地	"	戸 崎 利 弘	
" 大字那珂西1066番地	"	寺 門 正 夫	
" 大字那珂西1839番地	"	高 橋 誠	
" 大字那珂西2280番地	"	西 野 かほる	
" 大字那珂西1391番地の 2	監 事	杉 山 貞 男	
" 大字那珂西1268番地	"	飛 田 一 知	
" 大字石塚1848番地	"	飯 村 勝 實	

茨城県告示第914号

下館市伊讃美844に事務所を置く伊讃美ヶ原記念揚水土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので同法第18条第17項の規定により公告する。

平成11年 8 月12日

茨城県下館土地改良事務所長 原 周二

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
下館市大字小川1391 - 8	理 事	荒 井 儀 雄	
" 小川1227	"	延 山 九 内	
" 玉戸1201 - 7	"	堀 江 米 吉	
" 下平塚623	"	山 本 敬	
" 伊讃美723 - 1	"	山 田 米 造	
" 伊佐山12	"	丹 波 寛	
" 布川1259	監 事	宮 田 保 男	
" 神分578	"	野 口 一 美	
" 伊讃美152	"	森 田 孝一郎	
" 小川145 - 20	"	坂 入 倉 治	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
下館市大字小川1391 - 8	理 事	荒 井 儀 雄	
" 玉戸1201 - 7	"	堀 江 米 吉	
" 小川1227	"	延 山 九 内	
" 神分578	"	野 口 一 美	
" 小川下1473 - 7	"	池 羽 一 男	
" 伊讃美1206	"	堀 江 源 一	
" 伊讃美1518	"	岩 田 五 郎	
" 小川1174	監 事	佐 原 光 信	
" 飯島121	"	高 田 長 一	
" 布川1308	"	池 羽 照 夫	
" 伊讃美1734	"	飯 山 泰 男	

茨城県告示第915号

結城市大字江川新宿1793 - 20に事務所を置く江川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので同法第18条第17項の規定により公告する。

平成11年 8 月12日

茨城県下館土地改良事務所長 原 周二

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
結城市大字武井1084	理 事	遠 井 清	
" 田間867	"	岩 崎 洋 一	
" 小田林981	"	鈴 木 勇 一	
" 上成10	"	岩 崎 孝 一	
" 田間1339	"	生 井 眞 之	
" 武井577	"	齋 藤 卓	
" 田間1484	監 事	松 本 宣一郎	
" 小田林214 - 4	"	黒 川 正 雄	
" 田間1244	"	青 木 一 郎	
" 武井562 - 5	"	遠 井 一 美	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
結城市大字田間867	理 事	岩 崎 洋 一	
" 田間1484	"	松 本 宣一郎	
" 小田林1386	"	矢 口 富 夫	
" 小田林1490 - 1	"	中 島 政 夫	
" 上成386 - 1	"	池 田 喜 紀	
" 武井547	"	染 谷 英 雄	
" 武井1268 - 2	"	池 田 光 三	
" 武井577	監 事	齋 藤 卓	
" 結城9532 - 46	"	稲 葉 清 進	
" 田間1613	"	山 中 秀 夫	
" 田間1346	"	嶋 田 國 久	

茨城県告示第916号

平成11年 6 月18日付け土土改指令第 4 号で認可した備前川地区の更正換地計画については、土浦市外十五ヶ町村土地改良区から換地処分した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定により公示する。

平成11年 8 月12日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

茨城県告示第917号

平成11年 6 月29日付け土土改指令第 6 号で認可した北根地区の更正換地計画については、石岡台地土地改良区から換地処分した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定により公示する。

平成11年 8 月12日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

茨城県告示第918号

平成11年 7 月 5 日付け下土改指令第 8 号をもって認可した西谷津地区（全換地区）の換地計画については、土地改良事業共同施行 代表者 野口好一から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

平成11年 8 月12日

茨城県下館土地改良事務所長 原 周二

茨城県告示第919号

平成11年 7 月19日付け下土改指令第10号をもって認可した高森地区（全換地区）の換地計画については、土地改良事業共同施行 代表者 高松 亘から換地処分をした旨届けがあったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

平成11年 8 月12日

茨城県下館土地改良事務所長 原 周二

茨城県告示第920号

平成11年 3 月23日付け下妻市長から認可申請のあった若柳南部地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成11年 7 月19日認可した。

平成11年 8 月12日

茨城県下館土地改良事務所長 原 周二

茨城県告示第921号

平成11年 5 月11日付けで猿島町長から認可申請のあった生子地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成11年 7 月23日認可した。

平成11年 8 月12日

茨城県境土地改良事務所長 小 嶋 宇 内

茨城県告示第922号

平成11年 5 月11日付けで猿島町長から認可申請のあった生子地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農道）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成11年 7 月23日認可した。

平成11年 8 月12日

茨城県境土地改良事務所長 小 嶋 宇 内

公 告

●卸売業務の廃止

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第 1 項の規定による許可に係る卸売業務について、茨城県卸売市場条例（昭和46年茨城県条例第51号）第11条の規定による卸売業務廃止届があったので、同条例第25条の規定により、次の

とおり公示する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の所在地及び名称
日立市東滑川町 5 丁目 1 番 1 号
株式会社 日立水産
- 2 届出者が卸売業務を行っていた卸売市場の位置及び名称
日立市東滑川町 5 丁目 1 番 1 号
日立市公設地方卸売市場
- 3 卸売業務を廃止した取扱品目の部類
水産物部
- 4 廃止年月日
平成11年 7 月 1 日

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第 4 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第 5 項において準用する同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西茨城郡友部町大字住吉字細谷1364番 1，同番 2，1365番 1，大字湯崎字並木1245番 2 の一部，字東原1249番 1 の一部 以上第 1 工区
- 2 事業主の住所及び氏名
水戸市泉町 2 丁目 3 番 2 号
株式会社 伊勢基本社
代表取締役 綿 引 昭 好

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲敷郡江戸崎町江戸崎字古屋敷甲1564番20の一部
- 2 事業主の住所及び氏名
東京都中央区日本橋箱崎町34番 9 号
株式会社 常陸紙工印刷社
代表取締役 染 野 昭 夫

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年，法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成11年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指指令 第 265号	平成11年 8 月 4 日	平沼 義信	鹿島郡鉾田町 大字大竹1090	鹿嶋市大字和字改 1399番11 同 番10 同 番 3	メートル 6.20	メートル 94.90

~~~~~

正 誤

平成11年 3 月31日付け茨城県報号外第35号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行      | 誤                                                                                                            | 正                                                                                                                                                |
|-----|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4   | 14     | (室にあつては室管理者)                                                                                                 | (室にあつては室管理者)                                                                                                                                     |
|     | 16     | 「ただし，知事が別に定める場合は，この限りでない。」                                                                                   | ただし，知事が別に定める場合は，この限りでない。                                                                                                                         |
|     | 22     | 前項第 5 項に掲げる文書図面                                                                                              | 前項第5号に掲げる文書図画                                                                                                                                    |
|     | 24     | 第 6 条中「庁舎管理者」の次に「又は室管理者」に改める。                                                                                | 第 6 条中「庁舎管理者」の次に「又は室管理者」を加える。                                                                                                                    |
|     | 25     | 第 7 条中「庁舎管理者」の次に「又は室管理者」に改め，「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改める。                                                        | 第 7 条中「庁舎管理者」の次に「又は室管理者」を加え，「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改める。                                                                                            |
|     | 28     | 第 8 条第 3 号中「廊下，便所，エレベーター，車庫その他」を削り，同条第 7 号中「爆発物」の次に「，毒物」を加え，同条中第 8 号及び第 9 号を削り，第10号を第 8 号とし，同号の次に次の 2 号を加える。 | 第 8 条第 3 号中「廊下，便所，エレベーター，車庫その他」を削り，同条第 7 号中「爆発物」の次に「，毒物」を加え，同条中第 8 号及び第 9 号を削り，第10号を第 8 号とし，第11号から第13号までを 2 号ずつ繰り上げ，第14号を第12号とし，同号の次に次の 2 号を加える。 |
|     | 23及び31 | 文書図面                                                                                                         | 文書図画                                                                                                                                             |
|     | 36     | 立ち入り                                                                                                         | 立入り                                                                                                                                              |
|     | 39     | 第10条中「管理者」を「庁舎管理者又は室管理者」に改める。<br>第11条中「庁舎管理者」の次に「又は室管理者」を加え，同条第 1 項第 1 号中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改める。           | 第11条第 1 項中「庁舎管理者」の次に「又は室管理者」を加え，同項第 1 号中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改める。                                                                                |

| ページ | 行 | 誤                                | 正                                  |
|-----|---|----------------------------------|------------------------------------|
| 6   | 7 | 法人その他の団体に<br>あつては、名称及び<br>代表者の氏名 | 〔法人その他の団体に〕<br>あつては、名称及び<br>代表者の氏名 |
| 7   | 6 | 申請のあった                           | 申請のあつた                             |

~~~~~

平成11年 8 月 4 日付け茨城県報号外第84号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	16	賃借契約	パーソナルコンピュータ賃貸借契約

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)